

<非住宅建築物に係る評価料金>

(1) 建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合の評価料金 単位：円/税込

評価対象面積	標準入力法	主要室入力法	モデル建築法
～300㎡以内		165,000	88,000
300㎡超～2,000㎡以下		275,000	143,000
2,000㎡超～5,000㎡以下		385,000	198,000
5,000㎡超～20,000㎡以下		440,000	220,000
20,000㎡超～50,000㎡以下		605,000	330,000
50,000㎡超～100,000㎡以下		825,000	440,000

(2) 建築物の用途が(1)に掲げるもの以外の場合の評価料金 単位：円/税込

評価対象面積	標準入力法	主要室入力法	モデル建築法
～300㎡以内		110,000	55,000
300㎡超～2,000㎡以下		165,000	88,000
2,000㎡超～5,000㎡以下		220,000	110,000
5,000㎡超～20,000㎡以下		275,000	165,000
20,000㎡超～50,000㎡以下		385,000	220,000
50,000㎡超～100,000㎡以下		550,000	275,000

- ・評価対象となる床面積が100,000㎡を超える場合の評価料金は、別途見積りとなります。
- ・省エネ適合性判定と併願の場合は、評価に同一の計算書を用いる場合に限り一律11,000円（税込）とします。
- ・変更申請料金は、対象となる非住宅建築物の直前の評価をUDIが行っている場合は、1回の変更に付き、上表当初申請料金の2分の1の額とします。
- ・改修前後の評価を行う場合は、上表(1)又は表(2)の各料金に当該料金の2分の1の額を加算した料金とします。
- ・ここに掲げる評価方法以外が認められた場合の料金は、別途見積りとなります。

<住宅建築物に係る評価料金>

(1) 一戸建ての住宅の評価料金 単位：円/税込

	一戸建ての住宅
単独申請	33,000
併願申請	11,000

- ・併願申請は、設計住宅性能評価、低炭素認定技術的審査、長期使用構造等確認、性能向上計画認定技術的審査、基準適合認定技術的審査等とし、外皮及び一次エネルギー消費量計算に基づくものとします。
- ・変更申請料金は、対象となる住宅の直前の評価をUDIが行っている場合、1回の変更に付き、上表申請料金の2分の1の額とします。

(2)共同住宅等の評価料金

①住戸のみ : 基準額+住戸単価×評価住戸数M

単位 : 円/税込

	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の 申請に係る戸数 (住戸)	2~10戸以下	33,000 + 8,800 × M	左記評価料金の 2分の1の額とする
	11~30戸以下	66,000 + 5,500 × M	
	31戸以上	132,000 + 3,300 × M	

②建築物全体のみ : 基準額+住戸単価×評価住戸数M+共用部料金

単位 : 円/税込

(住戸部分)	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の全戸数 (住戸)	2~10戸以下	33,000 + 7,700 × M	左記評価料金の 2分の1の額とする
	11~30戸以下	66,000 + 4,400 × M	
	31戸以上	132,000 + 2,200 × M	

(共用部分)	床面積	単独申請	併願申請
共用部分の床面積 (共用部)	300㎡以内	33,000	16,500
	300㎡超~1,000㎡以内	55,000	27,500
	1,000㎡超~5,000㎡以内	110,000	55,000
	5,000㎡超	165,000	82,500

③住戸+建築物全体 : 基準額+住戸単価×評価住戸数M+共用部料金

単位 : 円/税込

(住戸部分)	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の 申請に係る戸数 (住戸)	2~10戸以下	33,000 + 8,800 × M	左記評価料金の 2分の1の額とする
	11~30戸以下	66,000 + 5,500 × M	
	31戸以上	132,000 + 3,300 × M	

(共用部分)	床面積	単独申請	併願申請
共用部分の床面積 (共用部)	300㎡以内	33,000	16,500
	300㎡超~1,000㎡以内	55,000	27,500
	1,000㎡超~5,000㎡以内	110,000	55,000
	5,000㎡超	165,000	82,500

- ・併願申請は、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、性能向上計画認定技術的審査、基準適合認定技術的審査等とし、外皮及び一次エネルギー消費量計算に基づくものとします。
- ・1住戸のみの申請の場合の料金は、単独申請33,000円、併願申請11,000円（税込）とします。
- ・変更申請料金は、対象となる共同住宅等の直前の評価をUDIが行っている場合は、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とします。

<複合建築物に係る評価料金（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）>

住宅建築物に係る評価料金と非住宅建築物に係る評価料金を合わせた額とします。

<その他手続きに係る料金>

単位 : 円/税込

手続きの種類	手数料
評価書の再交付	5,500
シール、プレート 事務手数料（発注の都度）	3,300
電子データの交付	別途見積り

(注) BELSプレート・シールの料金は含まれておりません。

弊社ホームページ BELS様式ダウンロードの「BELSプレート・シール アイテム一覧」をご参照ください。